

規程等：第3部 第4章

慶弔規程

(目的)

第1条 本会の慶弔に関して規定する。

(慶弔の種類)

第2条 慶弔の種類は、死亡とする。

(慶弔の範囲)

第3条 慶弔の範囲は、本会の役員、顧問及び事務局員とする。

2 会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(金額)

第4条 この規定で支出する金額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡の場合、供花または香典を送り弔意を表す。ただし金額は17,000円程度とする。
- (3) 会長は特別の事情があると認めた場合は、慶弔の贈呈及び金額の変更をする事ができる。

(慶弔の伝達)

第5条 慶弔金の贈呈については、会長又はその委任を受けたものが代理して行なう事ができる。

(慶弔電報)

第6条 会長は、必要に応じて登録団体の会員へ慶弔電報を送致する事ができる。

附則

この規程は、平成31年4月1日より一部を改定し施行する。

この規程は、令和3年4月18日より一部を改定し施行する